

国内 経 済 要 録

◇公定歩合の引下げ

国際収支逆調などの事態に対処し金融引締めを中心として各方面において採られた緊急対策により、わが国金融経済は逐次平常の情勢に復しつつあるものと認められるので、本行は基準割引・貸付利子歩合を輸出前貸手形を除き日歩2厘引き下げることとし、6月18日より実施した。引下げ後の公定歩合は次の通り。

- (1) 商業手形割引歩合……………日歩 2 銭 1 厘
- (2) 輸出前貸手形割引歩合……………日歩 1 銭 6 厘(据置)
- (3) 輸出前貸手形を担保とする貸付利子歩合
……………日歩 1 銭 7 厘以上(据置)
- (4) 輸入決済手形または輸入運賃手形を担保とする貸付
利子歩合……………日歩 2 銭 1 厘以上
- (5) 国債もしくは特に指定する地方債、社債その他の債
券または農業手形を担保とする貸付利子歩合
……………日歩 2 銭 2 厘以上
- (6) その他のものを担保とする貸付利子歩合
……………日歩 2 銭 3 厘以上
- (7) 当座貸越利子歩合……………日歩 2 銭 4 厘

なお、地方銀行に対する本行保有手形の売却金利も上記公定歩合の変更に伴い日歩2銭2厘(現行日歩2銭4厘)に変更し、6月18日から実施した。

◇銀行貸出金利およびコールレートの引下げ

全国銀行協会連合会では、本行公定歩合の引下げに伴い

(参考) 臨時金利調整法による銀行貸出金利
の最高限度および自主規制金利一覧

(昭和33年6月現在)

種 類	利 率	現行利率 実施年月
(1) 輸出前貸手形のうち日本銀行再割引 適格手形の割引および貸付	日歩 1 銭 9 厘 (" 1 銭 8 厘)	27.10 (32.6)
(2) 輸出前貸手形のうち日本銀行再割引 適格手形以外の手形の割引および貸 付	" 2 銭 1 厘 (" 2 銭)	29.7 (32.6)
(3) 輸入決済手形の割引および貸付	" 2 銭 3 厘 (" 2 銭 1 厘)	32.5 (33.6)
(4) 日本銀行再割引適格商業手形の割引	" 2 銭 3 厘 (" 2 銭 1 厘)	32.5 (33.6)
1 件 300 万円超	" 2 銭 4 厘	32.5
1 件 300 万円以下	(" 2 銭 2 厘)	(33.6)
(5) その他の手形の割引ならびに貸付	" 2 銭 5 厘 (" 2 銭 3 厘)	32.5 (33.6)
1 件 300 万円超	" 2 銭 6 厘 (" 2 銭 4 厘)	32.5 (33.6)
1 件 300 万円以下	" 2 銭 8 厘 (" 2 銭 7 厘)	32.5 (33.6)
(6) 当座貸越	" 2 銭 8 厘 (" 2 銭 7 厘)	32.5 (33.6)

(注) カッコ内は全国銀行協会連合会の申合せによる自主規制金利。

貸出金利およびコールレートを次のごとく自主的に引き下げ、6月23日から実施した。

(1) 輸出前貸手形以外の手形の割引および貸付については、その最高金利を臨時金利調整法による最高金利よりも日歩2厘、当座貸越については日歩1厘引き下げることとする。

(2) コールレート(直取引コールを含む)は当分の間日歩2銭4厘を中心とし、最高を日歩2銭6厘にと定めるよう自粛する。

なお再割引レートについても、コールレートに準じて取り扱う。

◇農林中央金庫などの貸出金利引下げ

本行公定歩合の引下げに伴い、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国相互銀行協会、信託協会、生命保険協会では次のごとく貸出金利の引下げを行った。

区 分	実施日	改訂前	改訂後
(農林中央金庫)		銭	銭
系統外に対する手形貸付			
1 件 300 万円超	6月23日	2.50	2.40
1 件 300 万円以下	"	2.50	2.50
(商工組合中央金庫)			(従来通り)
貸付			
1 年未満のもの	7月1日	2.70	2.65
1 年以上 2 年未満	"	年10.5%	年 10.0%
2 年以上のもの	"	" 11.0"	" 10.5"
手形割引	"	2.70	2.65
当座貸越	"	2.90	2.80
(相互銀行)			
金額 20 万円をこえる貸付	7月5日	3.50	3.40
(信託銀行)			
指定金銭信託資金貸付および 手形割引			
1 件 300 万円超	6月23日	2.60	2.40
1 件 300 万円以下	"	2.70	2.50
(生命保険会社)			
貸付・手形割引			
1 件 300 万円超	6月23日	2.70	2.50
1 件 300 万円以下	"	2.80	2.60

(注) 臨時金利調整法による貸出金利の最高限度は次の通りとなつている。
農林中央金庫：銀行の貸出金利の最高限度に日歩1厘を加えたもの(系統機関に対する貸出を除く)。
信託銀行：銀行の貸出金利の最高限度に日歩2厘を加えたもの。ただし信託協会の申合せにより銀行の貸出金利の最高限度に日歩1厘を加えたものとしている。
生命保険会社：銀行の貸出金利の最高限度に日歩2厘を加えたもの(保険約款貸付を除く)。

◇外国為替引当貸付利子歩合の変更

海外金利の低下に伴い、本行は英ポンド、ベルギー・フラン、オランダ・ギルダーおよびドイツ・マルク表示手形を引当とする外国為替引当貸付の利子歩合をそれぞれ次の通り引き下げた。

(実施日)	(改訂前)	(改訂後)
英ポンド表示手形引当貸付		
6月11日	日歩1銭3厘	日歩1銭2厘5毛
6月21日	" 1銭2厘5毛	" 1銭2厘
6月25日	" 1銭2厘	" 1銭1厘5毛
ベルギー・フラン表示手形引当貸付		
6月18日	" 9厘	" 8厘5毛
7月9日	" 8厘5毛	" 7厘5毛
オランダ・ギルダー表示手形引当貸付		
6月25日	" 8厘5毛	" 7厘5毛
ドイツ・マルク表示手形引当貸付		
7月2日	" 1銭	" 9厘

◇英ポンド・ユーザンス金利および現地貸付金利の変更

英国内における金利の低下に伴い、本邦側外国為替銀行は英ポンド・ユーザンスおよび現地貸付に適用する金利を次の通り引き下げた。

(実施日)	(改訂前)	(改訂後)
英ポンド・ユーザンス		
6月16日	年利 8.75%以上	年利 8.5%以上
6月30日	" 8.5%以上	" 8.125%以上
英ポンド・現地貸付		
6月9日	" 7.75%以上	" 7.25%以上
6月30日	" 7.25%以上	" 6.75%以上

◇為替決済規程の実施

現行の為替交換決済制度は、昭和31年5月から実施され、旧制度において本行が行っていた決済資金の立替払の方式を廃止したが、その際為替内訳書の整理送達などの事務は引き続き本行が行い、これを銀行側へ移管することについては漸進的に実施するとの方針がとられた。その後これに関する市中銀行側の受入態勢も漸次整備されてきたので、この際懸案を解決して為替決済制度の正常化をさらに進めることとなり、このほど新たに為替決済規程を制定、6月25日より実施した。主な改正点次の通り

- (1) 為替内訳書の交換などの事務は銀行が共同して選任する為替交換監事主宰のもとに自主的に行わせる（現行制度では本行が担当）。
- (2) 本行は銀行間為替貸借の入金および引落決済とこれに伴う資金の受払事務のみを行う。
- (3) 本行が銀行と新規に為替決済取引を開始する場合は、既取引先銀行の意見を参酌して決定する（現行制度では本行が独自に決定）。
- (4) 市中銀行側の経費節減のため既存の決済店のうち小樽、函館、甲府、松本、門司の5か店を削減し27か店とする。

◇経済基盤強化資金等に関する法律成立

「経済基盤強化のための資金および特別の法人の基金に

関する法律」は7月8日成立、同11日公布、施行された。

本法は、31年度一般会計決算上の新規剰余金のうち国債償還など法定の用途に充てるものを除き、33年度中に一般財源に充てうる436億円を、経済に過度の刺激を与えないように棚上げするという趣旨に基くものである。本法に定められたいわゆる棚上げ資金の内容は、経済基盤強化資金（221億円）、中小企業信用保険公庫保険準備基金（65億円）、農林漁業金融公庫非補助小団地等土地改良事業助成基金（65億円）、日本輸出入銀行東南アジア開発協力基金（50億円）、日本貿易振興会基金（20億円）、および日本労働協会基金（15億円）の6種であり、これらの資金および基金に属する現金は資金運用部に預託される。なお、経済基盤強化資金は、道路整備、港湾整備など本法に定められた経費の財源に充てる場合予算措置を通じて使用しうるものとされているが、5基金については預託運用に生じた利子以外は使用できないことになっている。

◇外国為替資金特別会計法の一部改正

わが国の対インドネシア焦付債権（約176百万ドル）は、さきに（4月15日）に批准された日・イ間議定書（第2条）に基き放棄されることとなつた。本改正は外国為替資金から邦貨換算約637億円を減額、上記損失の処理を行うものである（7月8日成立）。

◇籾米価格の安定に関する臨時措置法の成立

籾の豊作から生糸の供給が激増するに比し、内外需要はこれに伴わず生糸相場は崩落している。本法案はこのような需給事情に対処し、政府が過剰生糸を市場外に棚上げ、籾米価格の安定を図ることを目的とするもので、その概要は次の通りである（7月4日成立）。

- (1) 現行籾米価格安定法により設立されている日本輸出生糸保管株式会社は、本法に基き生糸および乾籾の買入れ、保管、売渡しの業務を行うことができる。その買入れ、売渡し価格は籾米価格安定法の定める最低価格を維持するものとする。
- (2) 同会社保有の生糸および乾籾は、昭和34年5月31日以降政府が買い上げるものとする。その限度額は生糸100億円、籾50億円。

◇昭和33年産米価格の決定

政府は7月4日の閣議において、33年産米価格などにつき次の通り決定した。

- (1) 基本米価は9,700円（玄米石当り）、諸加算金を加えた生産者価格（農家手取価格）は平均10,323円（前年実績10,261円）とする。
- (2) 消費者価格は据置き（現行平均10kg当り850円）。なお、これに伴う付帯事項として集荷要領、予約概算金（石当り2,000円）支払などが決定され、7月7日から8月15日まで予約申込みを受け付けることとなつた。